

表面

<h2 style="margin: 0;">解体工事業登録申請書</h2>				証紙はり付け欄 (消印してはならない。)
登録の種類	新規・更新	※登録番号		
		※登録年月日	年	月
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。				
年 月 日				
申請者				
三重県知事 殿				
フリガナ 商号、名称又は氏名				
住所	郵便番号 ( - )		電話番号( ) -	
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名				
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役名等				
フリガナ 氏名	役名等 (常勤・非常勤)	フリガナ 氏名	役名等 (常勤・非常勤)	
申請時において既に受けている登録				

裏面

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名				
営業所の名称及び所在地				
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代 理人が 個人で ある場 合	フリガナ 氏 名		
		住 所	郵便番号（ - ）  電話番号（ ） -	
	法定代 理人が 法人で ある場 合	フリガナ 商号又は名称		
		住 所	郵便番号（ - ）  電話番号（ ） -	
		フリガナ 役 員 の 氏 名		役名等（常勤・非常勤）
他の都道府県知事の登録状況				
登 録 番 号		登 録 番 号		

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

## 誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に  
該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

三重県知事 殿

別記様式第3号（第4条関係）

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

許可又は  
登録番号

( - ) 第 号

技術管理者の氏名		生年月日		使用された期間	年 月 から
使用者の商号 又は名称					年 月 まで
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
使用者の証明を得ることができない場合	その理由				合計 満 年 月
					証明者と被証明者との関係

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

※ 解体工事業を営むには、解体工事業登録または建設業許可を受ける必要があります。  
建設業許可については、解体工事業、建築一式、土木一式または、とび・土工工事業（令和元年5月31日までに施工したものに限り）のみ有効です。

別記様式第4号（第4条関係）

(A4)

登録申請者  $\left[ \begin{array}{c} \text{法人の役員} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員} \end{array} \right]$  の調書

現住所	郵便番号 (      -      )		
	電話番号 (      ) -		
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年月日	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名			

備 考

- 1  $\left[ \begin{array}{c} \text{法人の役員} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員} \end{array} \right]$  については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。